平成24年7月26日 室工大規程第5号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人室蘭工業大学情報システム運用及び管理規程(平成21年度室工大規程第3号)に基づき、国立大学法人室蘭工業大学(以下「本学」という。)における情報システムの利用に関する事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において用いる用語の定義は、国立大学法人室蘭工業大学情報システム運用基本規程及び国立大学法人室蘭工業大学情報システム運用及び管理規程の定めるところによる。

(適用範囲)

- 第3条 この規程は、本学の情報システム及びそれに関わる情報を利用するすべての者に適用する。
- 2 この規程の情報システムには、本学のネットワーク及び本学のすべてのコンピュータシステムが 含まれる。

(全学アカウントの申請)

第4条 本学の情報システムを利用する者は、所定の申請書を情報教育センターに提出し、全学実施 責任者から本学の全学統一認証に対応した情報システムの利用に当たって用いるアカウント(以下 「全学アカウント」という。)の交付を受けなければならない。

(ユーザ I D とパスワードによる認証)

- 第5条 利用者は、全学アカウントの管理に際して次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 利用者は、自分の全学アカウントを他の者に使用させたり、他の者の全学アカウントを使用 したりしてはならない。
  - (2) 利用者は、他の者の認証情報を聞き出したり使用したりしてはならない。
  - (3) 利用者は、パスワードを利用者パスワードガイドラインに従って適切に管理しなければならない。
  - (4) 利用者は、使用中のコンピュータをロックし、あるいはログアウト(ログオフ)せずに長時間自らの席を離れてはならない。
  - (5) 学外のインターネットカフェなどに設置されているような不特定多数の人が利用可能な端末を用いて、学内情報システムへのアクセスを行ってはならない。
  - (6) 利用者は、アカウントを他者に使用され又はその危険が発生した場合には、直ちに全学実施 責任者にその旨を報告しなければならない。
  - (7) 利用者は、システムを利用する必要がなくなった場合は、遅滞なく全学実施責任者に届け出なければならない。ただし、個別の届出が必要ないと、あらかじめ全学実施責任者が定めている場合は、この限りでない。

(利用者による情報セキュリティ対策教育の受講義務)

- 第6条 利用者は、全学実施責任者が企画・立案する年度講習計画に従って、本学の情報システムの 利用に関する教育を受講しなければならない。
- 2 利用者が正当な理由なく、また、全学実施責任者からの再三の指導にも関わらず、本学の情報システムの利用に関する教育を受講しない場合、最高情報セキュリティ責任者は当該利用者のアカウントを停止することができるものとする。

(禁止事項)

- 第7条 利用者は、本学の情報システムについて、次の各号に定める行為を行ってはならない。
  - (1) 当該情報システム及び情報について定められた目的以外の利用
  - (2) 差別、名誉毀損、侮辱、ハラスメントにあたる行為
  - (3) 個人情報やプライバシーを侵害する行為
  - (4) 守秘義務に違反する行為
  - (5) 著作権等の財産権を侵害する行為
  - (6) 通信の秘密を侵害する行為
  - (7) 商用を目的とした本学情報システムの利用
  - (8) 全学実施責任者の許可なくネットワーク上の通信を監視し、又は情報機器の利用情報を取得

する行為

- (9) 不正アクセス禁止法に定められたアクセス制御を免れる行為、又はこれに類する行為
- (10) 全学実施責任者の要請に基づかずに管理権限のないシステムのセキュリティ上の脆弱性を検 知する行為
- (11) 過度な負荷等により本学の円滑な情報システムの運用を妨げる行為
- (12) その他法令に基づく処罰の対象となり、又は損害賠償等の民事責任を発生させる行為
- (13) 上記の行為を助長する行為
- (14) 情報セキュリティ責任者の許可を得ず、ソフトウェアのインストールやコンピュータの設定 の変更を行う行為
- 2 利用者は、ファイルの自動公衆送信機能を持ったP2Pソフトウェアについては、教育・研究目 的以外にこれを利用してはならない。このようなP2Pソフトウェアを教育・研究目的に利用する 場合は全学実施責任者の許可を得なければならない。
- 3 利用者は、学外への公開を目的とした情報システムに、国立大学法人室蘭工業大学情報格付け及 び取扱制限に関する規程第4条に定める重要度2以上の情報を保存してはならない。

(違反行為への対処)

- 第8条 情報セキュリティ責任者は、利用者の行為が前条に掲げる事項に違反すると認められるときは、速やかに調査を行い、事実を確認するものとする。事実の確認にあたっては、可能な限り当該 行為を行った者の意見を聴取しなければならない。
- 2 情報セキュリティ責任者は、調査によって違反行為が判明したときには、遅滞なく全学実施責任 者に報告しなければならない。
- 3 全学実施責任者は、違反の報告を受けた場合には、速やかに必要な措置を講ずる。 (PCの利用)
- 第9条 利用者は、様々な情報の作成、利用、保存等のためのPCの利用にあたっては、これらの情報及び端末の適切な保護に注意しなければならない。

(電子メールの利用)

- 第10条 利用者は、電子メールの利用にあたっては、不正プログラムの感染、情報の漏えい、情報の 誤送信に注意するとともに、規則の遵守のみならず利用マナーにも配慮しなければならない。 (ウェブの利用及び公開)
- 第11条 利用者は、ウェブサイトの閲覧等を行う場合には、不正プログラムの感染、情報の漏えい、情報の誤送信等の脅威だけでなく、業務時間中における私的目的でのウェブの閲覧、掲示板への無断書き込みその他業務効率の低下や本学の社会的信用を失わせることのないよう注意しなければならない。
- 2 利用者は、情報セキュリティ責任者に許可を得た場合にウェブページを作成し、公開することができる。公開にあたっては、セキュリティや著作権等の問題及び本学の社会的信用を失わせることのないよう十分配慮しなければならない。
- 3 利用者は、研究室等でウェブサーバを運用しようとする場合は、事前に情報セキュリティ責任者 に申請し、許可を得なければならない。
- 4 ウェブページやウェブサーバ運用に関して、規程やガイドラインに違反する行為が認められた場合には、情報セキュリティ責任者は公開の許可の取り消しやウェブコンテンツの削除を行うことがある。

(モバイルPCの利用)

- 第12条 利用者は、次に掲げる手順に従ってモバイルPCを利用しなければならない。
  - (1) 要保護情報及び要安定情報を記録したモバイルPC等の情報システムを全学実施責任者の許可なく学外に持ち出してはならない。また、許可を得てPC等の情報システムを持ち出す場合には、暗号化、パスワード保護、作業中の覗き見防止等、適切な管理を行わなければならない。
  - (2) モバイルPCには可能な限り強固な認証システムを備え、ログ機能を搭載していなければならない。また、それらの機能が設定され動作していなければならない。ウィルス対策ソフトウェアが搭載されているシステムでは、その機能を常に最新の状態で保持し、保護することが可能でなければならない。
  - (3) 当該システムを他者が支配若しくは操作可能な状態にしてはならない。

- (4) モバイルPCを本学の情報システムに再接続する場合は、接続に先だってウィルス対策ソフトウェア等でスキャンを実行し、問題のあるソフトウェアが検出されないことを確認しなければならない。
- (5) モバイルPC等の情報システムの紛失及び盗難が発見された場合は、速やかに情報セキュリティ責任者に報告しなければならない。

(学外の情報システムの持込及び学外の情報システムからの利用)

- 第13条 利用者は、学外の情報システムから本学の情報システムへアクセスする場合及び学外の情報 システムを本学のネットワークに接続する場合、次に掲げる手順を遵守しなければならない。
  - (1) 利用者は、学外の情報システムを用いて未公開の学内情報システムへアクセスする場合や、 学外の情報システムを本学のネットワークに接続する場合には、事前に全学実施責任者の許可を 得なければならない。
  - (2) これらの目的に利用する学外の情報システムは、可能な限り強固な認証システムを備え、ログ機能を搭載していなければならない。また、それらの機能が設定され動作していなければならない。ウィルス対策ソフトウェアが提供されているシステムでは、その機能を常に最新の状態で保持し、保護することが可能でなければならない。
  - (3) 利用者は、これらの情報システムを許可された者以外に利用させてはならない。また、当該システムを他者が支配もしくは操作可能な状態にしてはならない。
  - (4) 全学実施責任者の許可なく、これらの情報システムに要保護情報および要安定情報を複製保持してはならない。
  - (5) これらの情報システムで動作するソフトウェアは正規のライセンスを取得したものでなければならない。

(安全管理義務)

- 第14条 利用者は、自己の管理するコンピュータについて、本学の情報ネットワークとの接続状況に 関わらず、ソフトウェアのセキュリティ機能を活用し、不正プログラム感染の予防に努めなければ ならない。
- 2 利用者は、外部からデータやソフトウェアを電子計算機等に取り込む場合又は外部にデータやソフトウェアを提供する場合には、不正プログラム感染の有無を確認しなければならない。
- 3 利用者は、本学の情報ネットワーク及びシステムの利用に際して、インシデントを発見したとき は、別に定める「インシデント対応手順」に従って行動するものとする。

(接続の許可)

第15条 利用者は、本学の情報システムに新規に情報システムを接続しようとする場合は、事前に情報とキュリティ責任者と協議し、全学実施責任者に接続の許可を得なければならない。

第16条 この規程に定めるもののほか、情報システムの利用に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- この規程は、平成24年7月26日から施行する。
  - 附 則(平成28年度室工大規程第27号)
- この規程は、平成29年3月27日から施行する。 附 則(平成30年度室工大規程第13号)
- この規程は、平成31年4月1日から施行する。 附 則(令和元年度室工大規程第6号)
- この規程は、令和2年4月1日から施行する。